

# 10月より 住民税の年金からの 引き落とし〈特別徴収制度〉が始まります。

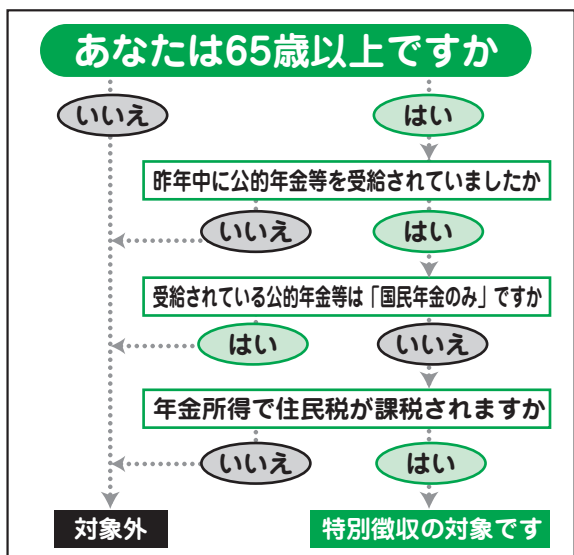
65歳以上の年金受給者で  
住民税を納税されている方  
にお知らせです。



4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち  
住民税の納税義務のある方が対象です。

◆問い合わせ  
税務課課税班 ☎84-1212

65歳以上の方の年金所得に係る住民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の所得に係る住民税の納税義務のある方」です。ただし、以下の方については対象となりません。



- ◆介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ◆引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

引き落としの対象となる年金とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、住民税の引き落としはされません。

引き落とされる住民税額は…

引き落とされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

## (例) 住民税の年額が6万円 (年金所得のみ) の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める (普通徴収)			
	6月	8月	10月	12月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月、8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月、12月、2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ金額			22年度の年税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた税額を引き落とします。